

# 支障事例

条例で独自に定める施設（客席）については、委任規定に一本化できないことで  
 手続が煩雑に！

## 【現状】

- ・ 建築物特定施設に係る基準については、建築基準関係規定とみなされる。（※法第14条第4項）
- ・ 客席は建築物特定施設ではなく、客席に求める基準が建築基準関係規定とみなされないため、条例独自の手続（事前協議）を求めている。

## 【支障】

- ・ 2つの手続が同時に進行することで、一方の手続で受けた指摘を、もう一方の手続の書類に反映する手戻り（負担）が発生
- ・ 建築確認審査中に計画変更等があり客席に係る協議内容に変更が生じた場合に、変更の協議が行われなかったことにより、府の完了確認にあたり協議不成立となる可能性がある。

5



申請書の作成  
 や審査に時間  
 がかかるな…

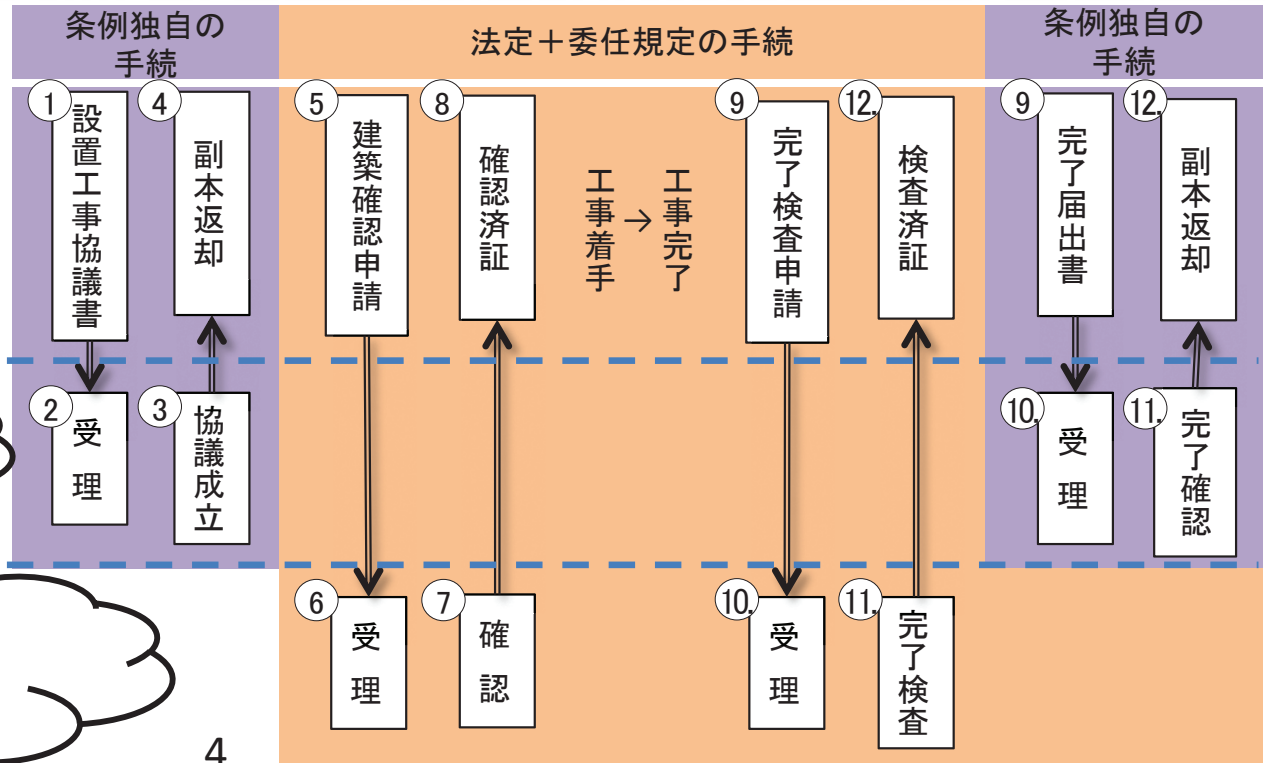


協議後に変更があった  
 場合、変更協議しても  
 らえるだろうか…



指定確認  
 検査機関

法定の手続への指摘により、  
 協議済みの計画に影響し、  
 審査や手続に手戻りが生じ  
 るのではないかと…



4

# 京 都 府 提 案 内 容

- ・ バリアフリー法第14条第3項により特別特定建築物への追加等が条例委任されている。
- ・ 一方、建築物特定施設については、条例で追加することができない。



建築物特定施設の追加について、条例委任することを求める。

9

(1) 特別特定建築物に特定建築物を追加

できる

(2) 床面積の引き下げ

できる

委任規定

(3) 建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加

できる

できない

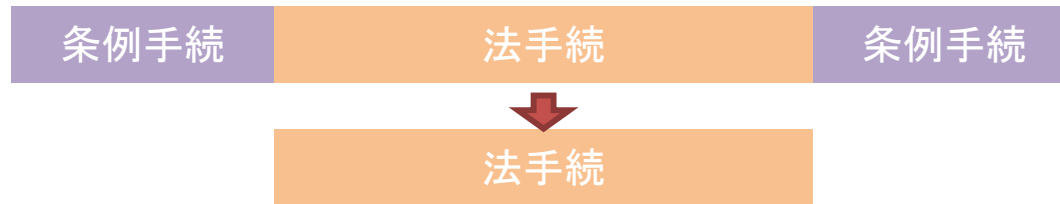
建築物特定施設の追加

# 提案による効果

バリアフリー法で建築物特定施設の追加を条例委任できるようになった場合、客席を建築物特定施設とすることができるため、条例の手続は不要となり、法の手続だけで済む！

## (申請者)

- ・客席についての手続を一本化することができ、申請書作成手間や審査時間が短縮



- ・法規定の容積率の特例（法19条、24条）を受けることができ、条例の独自基準（客席）に適合するために床面積が大きくなったとしても、容積率の割増を行うことが可能に。

## (京都府)

- ・協議に係る事務が軽減され、バリアフリー化に係る規制の実効性が担保される。  
(建築基準法の審査や罰則の対象になるため)



## (他の地方公共団体)

- ・地域の実情にあった建築物特定施設の追加ができることから、委任条例制定の契機となり、全国的なバリアフリーの促進や地域の自主性・自立性の向上につながる。

# 參考資料

# 他団体情報等

## 委任条例を制定している他の地方公共団体の支障

6

A 県	<p>バリアフリー法(委任条例含む)による手続(建築確認申請等)と独自条例による手続(届出等)が併存することで、手続の複雑化、一方の修正による手戻りの発生、工事着手までの長期化等事業者の負担が大きく、理解が得られにくい。</p>
B 区	<p>条例の独自基準の協議は、建築確認申請前に終了することとなっているため、時間を要する場合がある。また、建築確認申請を伴わない用途変更等の場合は、協議をせず建築確認が下りてしまう場合がある。</p> <p>建築物特定施設が条例で追加できないということもあり、「授乳室」については、「廊下等」の項目で基準を設けているため、分かりにくい。建築物特定施設が条例で追加できれば、それらを切り分けることができ、申請者にとっては基準が分かりやすくなると感じている。</p>
C 県	<p>車両の停車場等で、標識・案内設備、乗車券等販売所、待合所及び案内所等に関する基準(別紙参照)を設けていて、建築確認とは別に県への届出としている。不都合等としては、確認申請と連動していないため、届出がないまま工事が完了してしまっていることがある。また、劇場等で固定観覧席に関する基準を設けており、市町への届出としているが、直近の事例で不都合等は生じていない。</p>

## 京都府福祉のまちづくり条例協議件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
協議件数(件)	254	248	240

# 関係法令（抜粋）

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

〇（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。



# 関係法令（抜粋）

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

# 関係法令（抜粋）

## 京都府福祉のまちづくり条例（平成7年3月14日 京都府条例第8号）

### （まちづくり施設の整備）

第14条 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設について、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場等（以下「出入口等」という。）を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用する際の安全性及び利便性を実現するため整備すべき基準（以下「整備基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理するまちづくり施設（用途及び規模を考慮して規則で定めるものに限る。）について、出入口等を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用する際のもより高い安全性及び利便性を実現するため整備することが望ましい基準（以下「整備誘導基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。

3 第1項の整備基準及び前項の整備誘導基準は、別表第1に定める事項について、まちづくり施設の用途及び規模に応じて規則で定めるものとする。

### （整備基準への適合等）

第18条 第14条第1項の規定にかかわらず、事業者は、特定まちづくり施設を設置しようとするときは、規則で定める整備基準に適合させなければならない。ただし、地形又は敷地の状況、建築物の構造、施設の利用の目的その他やむを得ない事由により、当該整備基準に適合させることが困難である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 特定まちづくり施設について前項ただし書の規定の適用を受けた事業者は、当該特定まちづくり施設を、障害者や高齢者をはじめ全ての人が安全かつ円滑に利用することができるよう配慮しなければならない。

### 別表第1（第14条関係）

- 1 出入口
- 2 廊下その他これに類するもの
- 3 階段（その踊場を含む。）
- 4 傾斜路（その踊場を含む。）
- 5 エレベーターその他の昇降機
- 6 便所
- 7 敷地内の通路
- 8 駐車場
- 9 浴室等
- 10 客席 ……法に位置づけられていない施設